

告示

埼玉県病院事業告示第二十八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月六日から施行する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第五号の項に次のように加える

肺ドックの料金	一回につき 二七、〇〇〇円
	オプシヨン一（血液検査一般） 六、四〇〇円
	オプシヨン二（腫瘍マーカー） 六、四〇〇円